

# その他の検討課題

2022年4月

J-クレジット制度運営委員会・第1回森林小委員会

## <認証対象期間について>

- 森林管理プロジェクトは、認証対象期間終了以降に森林経営計画が引き続き存在し、そこで間伐が（間伐適齢の林分が無い場合は植栽または保育が）1か所でも計画されていれば、同じ森林についても再び登録が可能となっている。
- 2050カーボンニュートラルに向け、適切な計画に基づく森林管理が継続的に行われ、保育、伐採、再造林のサイクルにより森林吸収量を長期間にわたり確保していくためには、同じ森林での森林管理プロジェクトが長期間にわたり継続されることを制度面からも後押すべき。
- 森林管理プロジェクトについては、同じ森林でプロジェクトを再登録する際にはベースラインの再設定等が不要であることや、認証対象期間から持続性確認期間まで、森林の経営に関する長期の方針も含む森林経営計画が継続的に策定されていることが要件となっており、プロジェクトの再登録手続きを行う必要性は低いことから、認証対象期間を現行の最長8年間から最長16年に引き延ばしてはどうか（持続性確認は現行通り認証対象期間終了後10年間とする）。

（海外のボランタリー・クレジット制度における農林業セクター（AFOLU）のプロジェクトの例）

- VCSの認証対象期間は、non-AFOLUプロジェクトでは7年間（2回まで延長可、最大21年間）又は10年間である一方、AFOLUプロジェクトは最低20年間（4回まで延長可能、最大100年間）
- ACR (American Carbon Registry)の認証対象期間は、non-AFOLUプロジェクトは10年間、AFOLUプロジェクトは20年間（報告期間は40年間以上）

（参考）

森林法第11条

- 2 森林経営計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 その対象とする森林についての森林の経営に関する長期の方針

森林法施行規則

第35条 法第11条第2項第1号の森林の経営に関する長期の方針には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 1 次に掲げる森林ごとの40年以上の期間に係る森林の経営に関する基本方針並びに5年ごとの伐採立木材積及び造林面積

# <1990年以降の施業履歴の確認について>

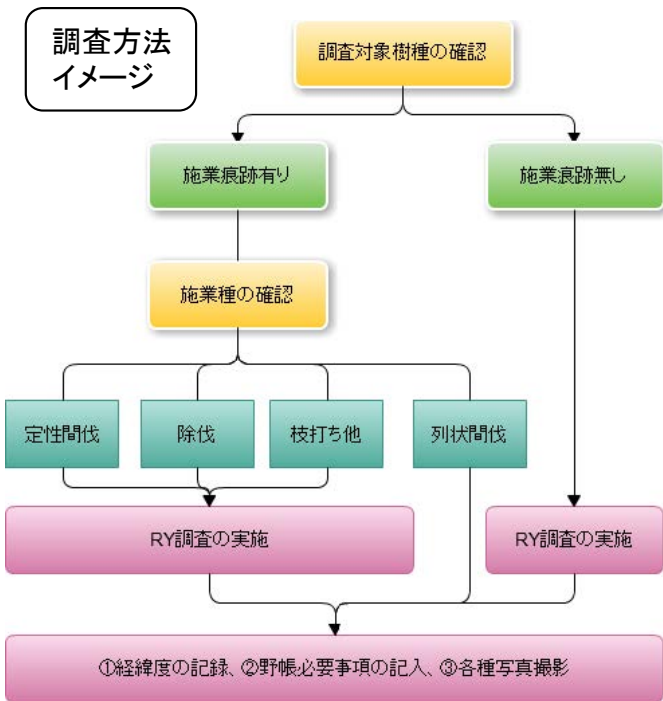
(事前の委員説明の際に出された意見)

1990年以降に間伐を実施した森林がJ-クレジット制度において吸収量の算定対象となっているが、現場では1990年以降に間伐を実施したことを証明できる資料が整っていないため、プロジェクト登録時に見込んだクレジット申請ができないケースが多い

(今後の検討方向)

1990年以降の施業履歴が書類で確認できない場合は、現地調査により1990年以降に間伐等の施業を実施した痕跡等を確認し、適切に管理された状態である森林であることを判断できた場合、プロジェクト実施地(認証対象)と認めるよう運用の見直しを検討。

インベントリ報告のための森林経営(FM)対象森林調査手法を参考に、1990年以降の施業状況等を確認



現地で業痕跡等を確認



2-3-1 FM 現地調査野帳 (左面)

現地調査野帳

調査地点ID (11桁)	調査年月日	調査者氏名	調査員氏名
調査中心緯度 (N 10桁)	調査中心経度 (E 10桁)	調査中心緯度 (N 10桁)	調査中心経度 (E 10桁)
調査中心緯度 (N 10桁)	調査中心経度 (E 10桁)	調査中心緯度 (N 10桁)	調査中心経度 (E 10桁)
調査中心緯度 (N 10桁)	調査中心経度 (E 10桁)	調査中心緯度 (N 10桁)	調査中心経度 (E 10桁)

①経緯度の記録, ②野帳必要事項の記入, ③各種写真撮影

2-3-2 FM 現地調査野帳 (右面)

現地調査野帳

調査地点ID (11桁)	調査年月日	調査者氏名	調査員氏名
調査中心緯度 (N 10桁)	調査中心経度 (E 10桁)	調査中心緯度 (N 10桁)	調査中心経度 (E 10桁)
調査中心緯度 (N 10桁)	調査中心経度 (E 10桁)	調査中心緯度 (N 10桁)	調査中心経度 (E 10桁)
調査中心緯度 (N 10桁)	調査中心経度 (E 10桁)	調査中心緯度 (N 10桁)	調査中心経度 (E 10桁)

①経緯度の記録, ②野帳必要事項の記入, ③各種写真撮影